

報道関係者 各位

平成26年 11月 27日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 中井 裕司

主任監察監督官 上谷 祐次

電話 088-885-6022

年末年始の年次有給休暇の取得について

～ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、年次有給休暇を取得しましょう ～

高知労働局（局長 伊津野信之）は、年末年始の休暇計画や平成27年又は平成27年度の年次有給休暇の計画的付与のスケジュールを立てる前のこの時期を捉え、長時間労働の削減や働き方の見直しなど、労使の自主的な取組を促進するため、年末年始などにおける年次有給休暇の計画的付与の促進を図るための周知啓発を行います。

また、厚生労働省では、平成26年11月23日、賃金や労働時間といった労働条件や労務管理に関する情報を広く発信するポータルサイト「**確かめよう 労働条件**」を開設しました。働く方や事業主の方に活用していただけるよう、高知労働局ホームページにもバナーを掲載しましたので、お知らせします。

1 年次有給休暇の取得促進に向けた取組

（1）労使の主体的な取組について

年次有給休暇の取得促進を図っていただくため、高知労働局では、高知県内の労使団体等109団体に対して、周知広報のための協力依頼を行いました。

（2）年次有給休暇の取得促進に向けた環境づくりのための周知啓発用リーフレット（別添1）を各種会議等において配布します。

併せて、高知駅に平成26年12月8日から21日までの間、ポスターの掲示を行います。

（3）働き方・休み方改善コンサルタントを活用し、事業主が実施する長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進の取組の支援を引き続き行います。

2 ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp> （トップページ画面のイメージは別添2参照。）

【主なコンテンツ】

Q & A：「労働者・ご家族」、「事業主・労務管理担当」と労使に分けて、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説を掲載

【年次有給休暇の取得促進のための取組について】

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22 年 6 月改定）においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を 70%とすることが掲げられておりますが、直近の取得率は 47.1%（2012 年）と、厳しい状況にあります（別添 3 参照）。

また、平成 26 年 9 月 30 日に塩崎厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、厚生労働省をあげて「長時間労働対策」と、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけに取り組んでいるところです。

長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

このため、高知労働局（局長 伊津野信之）では、社会的機運の醸成のため、年末年始の休暇計画や平成 27 年又は平成 27 年度の年次有給休暇の計画的付与のスケジュールを立てる前のこの時期を捉え、労使団体等に対する周知協力依頼やリーフレットの配布等により、事業主の皆様に対して、年末年始やゴールデンウィークを活用した年次有給休暇の計画的付与を促すほか、当局監督課に配属されている働き方・休み方改善コンサルタントを活用するなどにより、事業主の皆様が、より積極的に年次有給休暇取得促進に向けた取組を図ることができるよう、周知啓発を実施していきます。

【ポータルサイト「確かめよう 労働条件」について】

若者の「使い捨て」が疑われる企業が社会問題となる中、働き方の見直しと併せて、長時間労働の削減に向けた取組が重要となっております。そのため、多く寄せられている長時間労働や賃金不払残業といった相談にも対応するため、労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報を広く発信していきます。

このサイトでは、「給料が一方的に引き下げられてしまいました。」「割増賃金の計算はどうするの？」など、労働条件や労務管理に関する Q & A を、労働者やそのご家族向け、事業主や企業の労務管理を担当している方向けに分けて掲載するなど、閲覧者が利用しやすいように情報を掲載しています。

働き方・休み方改善コンサルタントについて

～ 労働時間制度や休暇制度等の設定改善に関する相談・助言を行っています ～

労務管理や労働時間に精通した専門家である「働き方・休み方改善コンサルタント」を当局監督課に配置し、事業主の皆様のご希望に応じ、個別に事業場を訪問し、労働時間や年次有給休暇取得等の課題などについてヒアリングを実施し、実態を踏まえたアドバイスを行うなどの「無料」コンサルティング実施しています。

【働き方・休み方改善コンサルタントに係る申込窓口】(別添4参照)

高知労働局労働基準部監督課 088-885-6022

労働基準法等違反に係る相談窓口

年次有給休暇制度や、年次有給休暇取得ができないなどといった労働基準法違反に関する問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

【高知労働局における各労働基準監督署の所在地等】

労働基準監督署名称	住所	電話	利用日時
高知労働基準監督署	高知市南金田 1-39 1階	088-885-6010	月曜～金曜(土日祝祭日は除く) 8:30～17:15
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7-11	0889-42-1866	月曜～金曜(土日祝祭日は除く) 8:30～17:15
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3-12	0880-35-3148	月曜～金曜(土日祝祭日は除く) 8:30～17:15
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2-1-6	0887-35-2128	月曜～金曜(土日祝祭日は除く) 8:30～17:15

【労働条件相談窓ほっとライン】

フリーダイヤル 0120-811-610 (はい! ろうどう)

携帯電話・PHSからも利用可能

開設期間：平成26年9月1日(月)～平成27年3月31日(火)

受付時間：平日(月・火・木・金) 17時～22時

土日 10時～17時

12月6日(土)は、12時～17時

年末・年始(12月29日～1月3日まで)は除く。

(別添5参照)

【労働基準関係情報メール窓口】

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における年次有給休暇の取得、長時間労働、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html